

令和7年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和7年5月7日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 令和7年度保健福祉センター診療所医薬品単価契約
- (2) 納入場所 門真市保健福祉センター健康増進課（門真市御堂町14番1号）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

契約締結日は令和7年5月下旬～6月上旬を予定しています。

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わ

らず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不相当と認められる者でないこと。
- (7) 本市の令和7年度一般委託・物品等入札参加資格者名簿に「20-a 医薬品」で登録していること。

3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式A）及び見積書（様式B）各1部を次のとおり提出しなければなりません。

なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年5月7日（水）から同月21日（水）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

イ 提出先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階
門真市総務部総務課契約グループ
電話 直通 06(6902)5746
大代表 06(6902)1231（内線2217）
代表 072(885)1231（内線2217）

- (2) 本見積合せに参加を希望する者は、見積書のExcelデータを電子メールに添付し、次のとおり送信しなければなりません。なお、このデータは、受付期間終了後の処理に使用するものとし、見積採用に当たっては、受付期間内に提出された見積書を比較するものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年5月7日（水）から同月21日（水）の午後5時30分まで

イ 提出先

keiyaku@city.kadoma.osaka.jp

ウ Excelデータの件名

「【業者名】令和7年度保健福祉センター診療所医薬品単価契約」としてください。

- (3) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ
(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) よりダウンロードで交付します。

ア 交付書類

- (7) 見積合せ参加申出書（様式A）

- (イ) 見積書(様式B)
- (ウ) 質問回答書(様式C)
- (エ) 仕様書
- (オ) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書(契約候補者のみ)

イ 交付期間 令和7年5月7日(水)から同月21日(水)の午後5時30分まで
ウ 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合には、令和7年5月7日(水)から同月14日(水)正午までに、質問書(様式C)を電子メールに添付し、keiyaku@city.kadoma.osaka.jpまで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答は、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)に質問者が特定できないようにした上で、令和7年5月16日(金)までに随時、公表します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

(4) 仕様書の取得

仕様書は、次のとおり取得してください。

ア 交付期間 3(3)イに同じ

イ 交付方法 本市ホームページよりダウンロードしてください。

4 見積合せの方法等

(1) 見積書は、「先発医薬品」又は「後発医薬品」のみの見積書を提出することも可能です。

(2) 本見積合せにおいては、品目ごとに、見積金額が最低の者を契約候補者とします。ただし、各品目の最低金額の見積りが2者以上になった場合は、市内業者を優先し、なおも契約候補者が決まらない場合はくじ引きで契約候補者を決定します。くじ引きの日時は以下のとおりです。

ア 日時 令和6年5月23日(金)午後2時

イ 場所 門真市役所 本館2階 入札室

(3) 見積合せ参加者が、1者に満たない品目は見積合せを中止します。

(4) 単価契約金額は、見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を加算していない金額)に100分の10に相当する額を加算した金額とします。なお、加算した金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位までとします(小数点第3位切り捨て)。

(※例) 契約者の見積書記載の単価金額が¥70.86とすると、

$$¥70.86 \times 110 / 100 = 77.946$$

小数点第3位以下は切り捨てるので単価契約金額は¥77.94

(5) 薬価改正後の単価を考慮したうえで、見積書を提出してください。

5 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

(1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り

- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) 必要とする書類を添付しない見積り
- (9) その他見積りに関する条件に違反した見積り

6 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。契約候補者の意向確認を得た上で、3(3)ア(㊦)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出を求めます。

7 契約保証金

契約の締結に際しては、各品目の契約単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

8 支払条件 納入検収後、請求書提出の日から30日以内（担当課との協議後、請求書の受理日より30日以内の支払）

9 その他

- (1) 見積合せ参加者は、本要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。
- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込んでください。
- (5) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。
- (6) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (7) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入

札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

10 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課契約グループ

電話 直通 06(6902)5746

大代表 06(6902)1231 (内線2217)

代表 072(885)1231 (内線2217)